

# 訪問リハビリ事業所（千鳥橋病院附属 たちばな診療所）の概要

## 1. 当事業所の概要

(1) 当事業所の相談窓口 電話 092-692-5211

(2) 当事業所の指定番号及びサービス提供地域

指定番号	訪問リハビリ	4010412197	提供地域	福岡市東区、糟屋郡、古賀市
------	--------	------------	------	---------------

(3) 当事業所の営業時間

営業日	月曜日～土曜日午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00 分	利用定員	15 名
休日	日曜日	その他の休日	12 月 30 日～1 月 3 日

## 2. 職員の勤務体制

管理者（医師）	常勤 1 名	当事業所の営業時間
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5 名以上	当事業所の営業時間

## 3. サービス内容

計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。

## 4. 利用料

(1) 利用料 ⇒要介護認定者等の方の利用料は介護保険負担割合証に記載された割合。

## 5. 当事業所の特徴など

### 運営方針

(1) 事業の目的

千鳥橋病院附属城浜診療所 訪問リハビリテーションの適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の担当職員が、要介護状態にある高齢者に対し適切なサービスを提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

事業所の担当職員は要介護状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な居宅サービスが提供されるよう援助を行います。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域保健・医療福祉サービス機関や居宅介護支援センター等との連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

## 6. サービス内容に関する苦情の対応

「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」の通り

## 7. 事故発生時の対応

(1) 利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生した場合の医療機関の確保と速やかに主治医の指示が得られるような体制を確保します。主治医の指示に従って必要な措置を講じ、主治医と連絡が困難な場合には、緊急搬送等の的確な措置を取るとともに、速やかにご家族および居宅支援事業所、関係市町村に連絡することとします。

(2) 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

## 8. 秘密保持

(1) 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で得た利用者及びその家族に関する個人情報を、利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。

(2) 事業者は、利用者及びその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該利用者及び家の個人情報を用いません。

## 9. 賠償責任

当事業所は、サービス提供にともなって当事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社

保険名：民医連・介護事業所責任保険